

秋田県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年十一月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第六十号

秋田県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>（自然環境保全地域保全のための施設）</p> <p>第十一条 条例第十四条（条例第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設</p> <p>二五 略</p>	<p>（自然環境保全地域保全のための施設）</p> <p>第十一条 条例第十四条（条例第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設</p> <p>二五 略</p>
<p>（特別地区内における許可等を要しない行為）</p> <p>第十八条 条例第十五条第十項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるものとする。</p> <p>イノ 略</p> <p>オ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。</p> <p>ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による同法第二条第一項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除のためにカメラその他の観測機器又は標</p>	<p>（特別地区内における許可等を要しない行為）</p> <p>第十八条 条例第十五条第十項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるものとする。</p> <p>イノ 略</p> <p>オ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。</p> <p>ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による同法第二条第一項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除のためにカメラその他の観測機器又は標</p>

識、くいその他これらに類するものを設置すること。

二〇八 略

九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 略

ロ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十

一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行

為

ハ〇リ 略

十 略

（普通地区内における届出等を要しない行為）

第二十五条 条例第十七条第六項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〇五 略

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 水産資源保護法第二十一条第一項に規定する保護水面の管

理計画に基づいて行う行為

ロ〇ホ 略

七 略

識、くいその他これに類するものを設置すること。

二〇八 略

九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 略

ロ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七

条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行

為

ハ〇リ 略

十 略

（普通地区内における届出等を要しない行為）

第二十五条 条例第十七条第六項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〇五 略

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管

理計画に基づいて行う行為

ロ〇ホ 略

七 略

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。